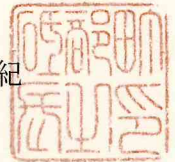


砥部町告示第 46 号

砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 22 日

砥部町長 佐川秀紀



砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、町内に新たにサテライトオフィス等を開設・運営する者に対し、予算の範囲内において補助することにより、企業誘致及び人材確保を促進し、もって本町産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 事業を営む法人をいう。
- (2) サテライトオフィス等 町外の企業等が拠点事務所から離れた町内に開設した事務所であって、遠隔操作ができるよう通信機能等を備えたものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、町内において新規にサテライトオフィス等を設置する企業等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金申請時において次に掲げる事業のいずれかを 3 年以上継続して営む企業等であること。
 - ア 情報通信業
 - イ 学術研究・専門技術サービス業
 - ウ 教育・学習支援業
 - エ その他町長が適当と認める業種
- (2) 町内のサテライトオフィスにおいて 5 年以上継続して業務を行うことを誓約できること。
- (3) 開設したサテライトオフィスにおいて、従業員が 1 人以上就労している企業等であること。
- (4) 砥部町暴力団排除条例（平成 23 年砥部町条例第 16 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団等に該当しないこと。
- (5) 風俗等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）

の適用を受ける営業又は公序良俗に反する営業を行う企業等でないこと。

(6) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業者でないこと。

(7) 町税等の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び対象期間は、別表に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

(3) 会社概要の分かる書類

(4) 会社定款及び登記簿謄本

(5) 直近の事業年度の財務諸表

(6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条に規定する交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、事業完了日から起算して1か月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、必要な審査等を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条に規定する補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金精算払請求書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条に規定する請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付す

るものとする。

（補助金の概算払）

第 11 条 前 2 条の規定にかかわらず、町長は、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 交付決定者が、前項に規定する概算払を受けようとするときは、砥部町サテライトオフィス開設支援事業補助金概算払請求書（様式第 8 号）を、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第 12 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） サテライトオフィス開設後 5 年以内に、サテライトオフィス等として活用しなくなったとき。

（3） 前 2 号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めたとき。

（その他）

第 13 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。